## 

**３．災害発生時（緊急時）の対応**

風水害（浸水害、土砂災害）、地震（震度5弱以上）発生時における自主防災組織の活動フローは以下のとおりである。

風水害の場合の対応を３－１に、地震時の場合の対応を３－２に示す。

図　発災時における自主防災組織の活動フロー

風水害（浸水害、土砂災害）発生のおそれ

ｃ

○事前対策

・LINE等を用いて、今後の活動内容の確認

・地区避難所の開設を検討

・避難行動要支援者支援計画を確認

○自主防災本部の設置

・自主防災本部を設置（状況に応じた体制をとる）

・必要に応じて地区避難所を開設

・避難行動要支援者の避難支援者と連携し、避難状況を確認

○避難の呼びかけ

・状況に応じ、対象区域の住民宅を訪問し避難を呼びかけ（危険を伴う場合は実施しない）

・住民の避難状況を確認し、町の避難所派遣職員に伝達

警戒レベル２発令（半日～数時間前）

警戒レベル３発令（数時間～２時間前）

警戒レベル４発令（大雨となる）

警戒レベル５発令（災害発生）

○避難状況の伝達

・逃げ遅れなどが判明した場合は、町の避難所派遣職員に伝達

ｃ

地震発生（震度5弱以上）

○地区集会所に参集

・参集時に近隣の住民の安全を確認

・特に、要配慮者の安全確認を実施

・火災発生時は、初期消火と応援を要請

・参集後、参集した役員の役割と任務を確認

（救出・消火と情報収集を最優先に班構成）

○自主防災本部を地区集会所に設置

・救出救護担当班：救出救護作業の実施

・消火担当班：初期消火活動の実施

・総務担当班・情報担当班：情報収集・情報伝達実施

発生～半日程度

○避難誘導の実施

・避難誘導担当班は、避難者を安全な経路で地区避難場所、一時避難場所まで誘導

・他地区の自主防災組織と連携

○受入れ・物資調達

・給食給水担当班は、避難行動要支援者・要配慮者を優先受入れ、避難者受入れ用物資を調達

半日程度経過後～3日

○炊き出し・配給・給水活動の実施

・給食給水担当班は、避難所等において炊き出し及び配給、給水活動の実施

3日以降

注．風水害において災害事象が収まった後は、地震の場合の発生～半日程度以降に準拠した対応をとる。

**３－１　風水害（浸水害・土砂災害）の場合**

風水害は、地震と違い、災害発生までに時間的余裕があるが、ゆっくり構えていると気が付けば避難のタイミングを逃しているということがあるため、正確な情報の入手と早め早めに行動を取ることが重要となる。

**気象庁の「防災情報」サイト**

**https://www.jma.go.jp/jma/menu/menuflash.html**

【利用例】

気象警報・注意報 をクリック → 府県 で「大阪府」を選択 → 市町村 で「熊取町」を選択すると、熊取町の気象警報・注意報級の今後の推移を見ることができる。

台風情報 をクリック → 台風選択 で調べたい台風を選択すると、その台風の今後の経路図や詳細な説明を見ることができる。



**大阪府の「土砂災害の防災情報」サイト**

**http://126.249.152.56/WebSite/**

【利用例】

いつ避難するかを知る をクリック →「土砂災害危険度情報」の大阪府の地図をクリックすると、1km四方単位（メッシュ）で色分けされた土砂災害危険度情報を見ることができる（地図は拡大可能）。



**おおさか防災ネット**

**http://www.osaka-bousai.net/**

【利用例】

幅広い防災情報を提供するポータルサイト。上記のサイトへもここから行ける。

避難所情報 をクリック → 熊取町 をクリックすると、町内でどこの避難所が開設されているか、そこに何人の人が避難しているかなどを見ることができる。

防災情報メール をクリック → 防災情報メールの詳細な説明や防災情報メールを受け取る方法などを見ることができる。

☆防災情報メール☆

登録すると、知りたい地域の気象情報や避難情報などがメールで配信される。



**（１）警戒レベル１（大雨の数日～約１日前）**　　 正確な情報を入手

**☆レベル１となる気象庁等の情報**

・「早期注意情報（警報級の可能性）」

個人の取るべき行動

・災害への心構えを高め、テレビやインターネットなどで気象情報を確認

**（２）警戒レベル２（大雨の半日～数時間前）**　　 今後の活動内容を確認

**☆レベル２となる気象庁等の情報**

・「大雨注意報」～「大雨警報に切り替える可能性の高い大雨注意報」

・「洪水注意報」

・「氾濫注意情報」

・土砂災害危険度情報：「注意」（黄色）

**自主防災組織の活動**

・自主防災本部構成員はLINE等を用いて今後の活動内容を確認

・地区避難所の開設を検討

・避難行動要支援者支援計画を確認

個人の取るべき行動

・今後の取るべき行動を確認

・避難所と避難経路を確認

・非常用持ち出し品を確認

◆町の対応（主に住民避難に係る対応）

※町は地域防災計画等に基づき行動する（以下同じ）

・防災情報を総合的に判断し、必要に応じ災害警戒本部を設置

・状況により自主避難所を開設

・自治会から要請があったときは、適宜避難所を開設

・自主避難所を開設したときは、防災行政無線や緊急速報メール（エリアメール）、テレビ、町ホームページなどを通じて住民に周知

**（３）警戒レベル３（大雨の数時間～２時間程度前）**　　 要支援者の避難支援

**☆レベル３となる気象庁等の情報**

・「大雨警報（土砂災害）」または「洪水警報」、「氾濫警戒情報」、土砂災害危険度情報：「警戒」（赤）が発令され、町が「高齢者等避難」を発令

**自主防災組織の活動**

・自主防災本部を設置（状況に応じた体制をとる）

・必要に応じ地区避難所を開設

・避難誘導班は避難行動要支援者の避難支援者と連携し、避難状況を確認

個人の取るべき行動

・高齢者や障がい者、乳幼児など避難に時間を要する人とその支援者は避難を開始

・避難行動要支援者の避難支援者は支援を開始

・その他の人は避難の準備

◆町の対応（主に住民避難に係る対応）

・災害対策本部を設置（災害警戒本部から災害対策本部へ移行）

・指定避難所を開設

・指定避難所の開設について、防災行政無線や緊急速報メール（エリアメール）、テレビ、町ホームページなどを通じて住民に周知

**（４）警戒レベル４（大雨となる）**　　 避難呼びかけ・避難誘導

**☆レベル４となる気象庁等の情報**

・「土砂災害警戒情報」または「氾濫危険情報」、土砂災害危険度情報：「危険」（紫）が発令され、町が「避難指示」を発令

**自主防災組織の活動**

・状況に応じ、対象区域の住民宅を訪問し避難を呼びかける（危険を伴う場合は実施しない）

・住民の避難状況を確認し、町の避難所派遣職員に伝える

個人の取るべき行動

・避難指示が発令されたら対象区域の全員が避難（避難指示の発令を待たず、避難指示が発令される状況になるまでに避難を完了することを心がける）

・災害が発生するおそれが極めて高い状況で、避難所への移動がかえって命に危険をおよぼしかねないと自ら判断する場合には、近くの安全な場所や自宅内のより安全な場所（2階以上など浸水の恐れが少ない場所など）に避難する。

◆町の対応（主に住民避難に係る対応）

・対象区域の全員が避難するよう、防災行政無線や緊急速報メール（エリアメール）、テレビ、町ホームページなどを通じて住民に周知

・状況に応じ、広報車両により対象区域に避難を呼びかける

・状況に応じ、対象区域の住民宅を訪問し避難を呼びかける

・空き教室の開放や開設する指定避難所を増やすことを検討

・要配慮者利用施設の避難状況を確認

**（５）警戒レベル５（すでに災害が発生している状況）**　　 安否確認

**☆レベル５となる気象庁等の情報**

・「大雨特別警報」または「氾濫発生情報」、土砂災害危険度情報：「災害切迫（黒）」が発令され、町が「緊急安全確保」を発令

**自主防災組織の活動**

・逃げ遅れなどが判明した場合は、町の避難所派遣職員に伝える

個人の取るべき行動

・すでに災害が発生している状況であり、命を守るための最善の行動を取る

（例）自宅周辺で土砂災害が発生していなければレベル４と同じく避難する

避難する余裕がなければ可能な限り少しでも山や崖から遠ざかる

水が来たら上階へ、上階まで水が来たら屋根の上へ移動する

◆町の対応（主に住民避難に係る対応）

・状況に応じ、大阪府知事に自衛隊の災害派遣を要請（主に人命救助に関わる事項）

**（６）災害事象が収まった後**

災害事象が収まった後は、「３－２ 地震の場合（震度５弱以上を想定）」の「（２）発生～半日程度」以降に準じた対応をとる。

**３－２　地震の場合（震度５弱以上を想定）**

**（１）発生直後**　　 自分の命は自分で守る

**☆気象庁等の情報**

・Jアラートや緊急地震速報を通じて地震発生を速報

個人の取るべき行動

・まず、自分の命を守る行動を行う（机の下にもぐる、頭を守る）。

◎揺れが収まってから

・火事にならないように、台所等の火元確認、電気のスイッチ・ブレーカを切る

・家族の身の安全を確認・確保する

・避難のための出口を確保する

**（２）発生～半日程度**　　 地域で助け合い、一人でも多く救出・救護

**☆気象庁等の情報**

・各種地震情報の発表（余震の注意啓発）

**自主防災組織の活動**

・自主防災本部員は地区集会所に参集する

* 参集時に近隣の住民の安全を確認する（負傷者・閉じ込められ者がいないかを確認）
* 特に、要配慮者の安全確認を行う（要配慮者の安全確認時の方法等に基づいた行動を行う）
* 火災発生時は初期消火と応援を求める

・参集後、参集した役員の役割と任務を確認する（救出・消火と情報収集を最優先に班構成）

・自主防災本部を地区集会所に設置

* 救出救護担当班は、倒壊家屋に閉じ込められた者の救助活動、負傷者の応急手当と救護所等への搬送を行う。
* 消火担当班は、地区住民に出火防止の呼びかけを行う。また、火災発見時は「119」番通報し、延焼防止を目的とした初期消火活動を行う。
* 総務担当班・情報担当班は、地区内を地域分けし、必要な情報を収集するとともに、被害や火災発生状況をとりまとめ町へ報告する。

・自身や家族の安全が確認・確保されている自主防災組織の組織員は、避難所が開設された場合に、避難所の運営支援を行う

※避難所の開設・運営に関する詳細は「校区別避難行動・避難所運営マニュアル」を参照

個人の取るべき行動

・災害情報及び避難情報の入手

・余震の発生に注意して自宅待機が不安な場合は避難所等に移動する

・避難所に移動し、自身に余裕がある場合は避難所運営に参加する

◆町の対応（主に住民避難に係る対応）

※町は地域防災計画等に基づき行動する（以下同じ）

・震度５弱以上の場合、町災害対策本部の指示を待たず、避難所派遣職員および指定避難所（町立小・中学校）近隣在住の鍵保有職員（指定避難所１箇所あたり計３名を指定）が、避難所に直行し正門を開錠

・避難者には校庭等の安全な場所で一時待機するよう要請

・避難所派遣職員は避難所到着後直ちに、避難所の開設に向けて施設外観、内部及び施設周辺の安全確認を行う

・避難所の安全確認後、避難所を開設する

※安全性に問題がある場合は、その状況に応じ、危険箇所を立入禁止とするか、他の避難所に避難者を誘導する

・震度５弱以上の場合、災害対策本部を設置し、住民避難に係る上記事項のほか、災害の現状把握、救出救助活動、災害広報などを実施する

**（３）半日程度経過後～３日**　　 避難誘導、安否確認、避難所の設営

**☆気象庁等の情報**

・各種地震情報の発表（余震の注意啓発）

**自主防災組織の活動**

・避難誘導担当班は、避難者を安全な経路で地区避難場所、一時避難場所まで誘導する。また、他地区の自主防災組織と連携する

・給食給水担当班は、避難行動要支援者・要配慮者を優先的に受け入れ、避難者用物資を調達する

・自身や家族の安全が確認・確保されている自主防災組織の組織員は、避難所が開設された場合に、避難所の運営支援を行う

・在宅避難者の安全確認を行うとともに、生活支援が必要かどうか確認する

※避難所の開設・運営に関する詳細は「校区別避難行動・避難所運営マニュアル」を参照

個人の取るべき行動

・災害情報及び避難情報の入手

・帰宅する場合は、余震の発生に注意して自宅の安全対策をとる

・避難所では自身に余裕がある場合は避難所運営に参加する

◆町の対応（主に住民避難に係る対応）

・町が避難行動要支援名簿（全体名簿）を避難支援等関係者に提供

（※避難支援等関係者･･･自治会、自主防災組織、民生委員児童委員協議会、社会福祉協議会、地区福祉委員会、消防署、消防団、警察）

・救援物資受け入れ体制の確立

・災害ボランティアセンターと調整

・協定締結団体への応援要請

**（４）３日以降**　　 避難所の運営

**☆気象庁等の情報**

・各種地震情報の発表（余震の注意啓発）

**自主防災組織の活動**

・給食給水班は、避難所等において炊き出し及び配給、給水活動を行う

・自身や家族の安全が確認・確保されている自主防災組織の組織員は、避難所が開設された場合に、避難所の運営支援を行う

※避難所の開設・運営に関する詳細は「校区別避難行動・避難所運営マニュアル」を参照

個人の取るべき行動

・災害情報及び避難情報の入手

・帰宅する場合は、余震の発生に注意して自宅の安全対策をとる。自宅の安全が確保されたことを確認できれば、自宅の片付け等を実施する

・近隣で片付け等が必要な方を支援する

・避難所では自身に余裕がある場合は避難所運営に参加する

◆町の対応（主に住民避難に係る対応）

・住民、自主防災組織と協力し、避難所の運営を行う

・避難所以外の避難者の状況を把握し、支援の可否を検討する。救援物資の支給など、支援が必要な場合は支援を行う

・災害ボランティアセンターと調整し、自宅の片付け、避難所運営など必要な支援についてボランティアを活用して行う

参考）表　災害発生時（緊急時）の対応　一覧

**（１）風水害（浸水害・土砂災害）の場合**

33

| 気象状況 | 気象庁等の情報 | | 警戒  レベル | 避難情報 | 活動内容 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 大雨の数日  ～  約1日前 | 早期注意情報  (警報級の可能性) | 土砂災害  危険度分布 | １ |  | ◇災害への心構えを高め、テレビやインターネットなどで気象情報を確認 |
| 大雨の半日  ～  数時間前 | 大雨注意報 | 注意  （注意報級） | ２ | ◇自主防災本部構成員はLINE等を用いて今後の活動内容を確認  ◇地区避難所の開設を検討  ◇避難行動要支援者支援計画を確認 |
| 大雨警報に  切り替える  可能性が高い  大雨注意報 |
| 大雨の数時間  ～  2時間程度前 | 大雨警報 | 警戒  （警報級） |
| ３ | 高齢者等避難 | ◇自主防災本部を設置（状況に応じた体制をとる）  ◇必要に応じ地区避難所を開設  ◇避難誘導担当班は避難行動要支援者の避難支援者と連携し、避難状況を確認 |
| 大雨となる | 危険  命に危険が及ぶ土砂  災害がいつ発生してもおかしくない | ４ | 避難指示 | ◇状況に応じ、対象区域の住民宅を訪問し避難をよびかける（危険を伴う場合は実施しない）  ◇住民の避難状況を確認し、町の避難所派遣職員に伝える。 |
| 数十年に  一度の大雨 |
| 大雨特別警報 | 災害切迫  命に危険が及び  土砂災害が切迫。土砂災害がすでに発生している  可能性が高い状況 | ５ | 緊急安全確保 | ◇逃げ遅れなどが判明した場合は、町の避難所派遣職員に伝える |

参考：避難情報に関するガイドライン（内閣府）

**（２）地震の場合**

34

| 時間経過 | 国・府・町 | 自主防災組織 | 活動内容 |
| --- | --- | --- | --- |
| **地震** | ○Ｊアラート  ○緊急地震速報 | 自助  「自分の命は自分で守る」 | ◇まず自分を守る行動  ◇台所等の火元確認  ◇電気のスイッチ・ブレーカを切る  ◇家族の身の安全の確認・確保  ◇災害情報及び避難情報の入手  ◇避難のための出口確保等 |
|  |  |
| 発生～半日 | ○指定避難所の開設  震度５弱以上の場合、町災害対策本部の決定を待たず、避難所派遣職員および避難所近隣在住の鍵保有職員が直行し開錠 |  | ◇要配慮者の安否確認と安全確保  ◇負傷者・閉じ込められ者がいないかを確認  ◇救出時は必要な人手を集めて安全第一に  ◇火災発生時は初期消火と応援を求める |
| 発生～半日 | ○災害対策本部の設置  ○災害の現状把握  ○救出救助活動  ○災害広報  35 | 自主防災本部員  地区集会所に参集 | ◇駆け付け役員の役割と任務確認  ★救出・消火と情報収集を最優先に班構成 |
| 自主防災本部  地区集会所に設置 | ●救出救護担当班  ◇倒壊家屋に閉じ込められた者の救出活動  ◇負傷者の応急手当と救護所等への搬送  ●消火担当班  ◇地区住民に出火防止の呼びかけ  ◇火災を発見したときは「119」番通報  ◇延焼防止を目的とした初期消火活動  ●総務担当班・情報担当班  ◇地区内を地域分けし、必要な情報を収集  ◇被害や火災発生状況を取りまとめ町等報告  ◇防災無線等での危険個所情報の伝達 |
| 半日～3日 | ○町が避難行動要支援名簿（全体名簿）を避難支援等関係者（自治会、自主防災組織、民生委員児童委員協議会、社会福祉協議会、地区福祉委員会、消防署、消防団、警察）に提供  ○救援物資受け入れ体制の確立  ○災害ボランティアセンターとの調整  36  ○協定締結団体への応援要請 | 地区避難場所  　　　　　公園 | ●避難誘導担当班  ◇避難者を安全な経路で避難場所まで誘導 |
| 地区避難所  　　　　　地区集会所  　　　　　老人憩の家 | ●給食給水担当班  ◇避難行動要支援者・要配慮者を優先的に受け入れ  ◇避難者用物資の調達 |
| 一時避難場所  　　　　　小学校グラウンド  　　　　　公園 | ●避難誘導担当班  ◇避難者を安全な経路で一時避難場所まで誘導  ◇他地区の自主防災組織と連携 |
| 指定避難所  　　　　　小学校体育館  　　　　　中学校体育館  救援物資輸送の回復(見込) | ◇町配備職員・施設職員の指示に従い協力  ◇他地区の自主防災組織と連携  ◇在宅避難者の安全確認を行うとともに、生活支援が必要かどうか確認 |
| 3日以降 | ○救援物資の管理・配分  ○災害廃棄物置き場設置・管理 | 地区避難所  　　　　　地区集会所  　　　　　老人憩の家 | ●給食給水担当班  ◇避難所において炊き出し及び配給、給水活動を実施 |
| 指定避難所  　　　　　小学校体育館  　　　　　中学校体育館 | ◇町配備職員・施設職員の指示に従い協力  ◇他地区の自主防災組織と連携 |

注．避難所の開設・運営に関する詳細は「校区別避難行動・避難所運営マニュアル」を参照のこと。

37